

2021年2月14日

プレスリリース



令和3年福島県沖地震に係る 「相談窓口の設置」および「特別融資の取扱開始」 「被災者に対する金利優遇」について

2021年2月13日の福島県沖地震により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

福島銀行（取締役社長 加藤 容啓）では、今般の地震により被害を受けられた皆さまに対して、2月15日（月）より、各種相談窓口を全店に設置し、必要となる資金に対応する特別融資の取扱いや、各種ローンの金利優遇の取扱いを開始いたしますので、お知らせします。

1. 相談窓口の設置について

名称	2.13 福島県沖地震に伴う相談窓口
設置開始日	2月15日（月）より
設置場所 受付時間	① 全営業店：窓口（平日） 9：00～15：00 電話（平日） 9：00～17：00 ② ソリューションプラザ福島・郡山（平日および土・日曜日） （平日）10：00～18：00 （土・日曜日）10：00～17：00
相談受付内容	① 必要資金に係る相談、返済条件に係る相談、その他経営相談

2. 特別融資について

名称	2.13 福島県沖地震 緊急対策融資
対象者	2.13 福島県沖地震の影響を受け事業活動に支障が生じている法人のお客さま、個人事業主のお客さま
資金使途	2.13 福島県沖地震の影響で必要となる運転資金および設備資金
貸出限度額	最大1億円以内（但し、限度額を超過する場合は個別に協議）
融資形態	証書貸付（但し、資金計画等に応じ個別に協議）
融資期間	資金計画等に応じて個別に協議
融資利率	当行所定金利より原則0.2%優遇（原則変動金利）
返済方法	元金均等・元利金均等・期日一括返済 利息：原則毎月払い その他の返済条件については個別に協議
担保	担保の有無については個別協議にて対応
保証人	法人の場合は原則代表者、個人事業主の場合は原則不要
取扱手数料	原則免除

3. 金利優遇について

(1) 住宅ローン

対象商品	住宅ローン（東北総信・全国保証・スペシャルサポート）
適用条件・優遇内容	<ul style="list-style-type: none">地震による被害により住宅を新築（建替え）、またはリフォームをする場合。通常の住宅ローン借入要件を満たす場合に適用（セカンドハウス等は不可）。優遇内容は、通常行っている金利優遇適用条件（従来、取引項目中の2項目以上該当で優遇）を無条件で基準金利より優遇。住宅金融支援機構関連融資は適用除外。

(2) 消費者ローン

対象商品	消費者ローン全商品（カードローンを除く）
適用条件・優遇内容	<ul style="list-style-type: none">地震により被害を受けた本人、家族が借入申込者となる場合。各ローンの適用基準金利から一律▲0.20%を優遇する。復興応援リフォームローンのインターネット申込優遇（▲0.1%）は適用除外。

(3) 注意事項について

- ①申込受付は、店頭窓口もしくは渉外社員の面談訪問によるものとし、インターネット等（電話・FAX・郵送）での非対面対応は対象外とさせていただきます（※原則、当行社員の状況確認を要します）。
- ②支援は、金利優遇に関する項目とし、取扱手数料徴収や審査等事務手続は従来通りとさせていただきます。
- ③罹災証明書等は不要ですが、地震の被災者であることを社員が確認いたします。
- ④受付等ご相談については、各営業店にてお問い合わせください。

以上

お問合せ先 福島銀行 営業本部 TEL 0120-76-2940
--